

## 第 1 回下水道政策研究委員会法制度小委員会 議事概要（案）

1. 日 時 平成 16 年 7 月 5 日（月） 15：00～17：10
2. 場 所 日本下水道協会会議室
3. 出席者 委員長 松尾委員  
委 員 安中委員、岸委員、櫻井委員、佐々木委員、澤井委員、  
花木委員、藤村委員、前田委員、柳田委員、山田委員

4. 議 事
  - . 開会
  - . 挨拶
  - . 委員紹介
  - . 委員長挨拶
  - . 議事
    - 1) 法制度小委員会の設置について
    - 2) 検討事項の概要について
    - 3) 検討事項
      - ・流域別下水道整備総合計画の見直しについて
      - ・下水道法の目的規定の見直しについて
      - ・浸水対策の推進について
    - 4) その他
  - . 閉会

## 5. 議事経過

まず最初に委員長の選出を行い、松尾委員が選出された。つづいて、小委員会の設置の趣旨と検討事項、検討スケジュールについて、事務局より説明を行った。また、「流域別下水道整備総合計画の見直し」「下水道法の目的規定の見直し」「浸水対策の推進」について、それぞれ審議を行った。

## 【主な意見等】

以下、「」は委員、「」は事務局の発言

---

## 【流総計画の見直し】

全体として賛成。流総計画への国の関与は基本方針とするのが望ましい。  
新たな制度導入による効果について、コストだけでなくスピードも重要な視点。  
Plan-Do-See サイクルを説明するだけなら、NPM（ニューパブリックマネジメント）

という用語は使わない方がよい。

課題4については、政策決定プロセスへの参画や情報公開という説明ぶりがよい。

流総計画への国の関与は基本方針とするのが望ましい。国が策定するという話は、流域管理小委員会でも議論されていない。

実効性を担保する観点から、流総計画をいかにして事業計画等にブレークダウンすればよいのか考えておく必要がある。

国の関与について、基本方針と枠組み（治水でいえば河川ごとの基本数値のようなもの）を示すぐらいの強さがよい。

Plan-Do-Seeについて、横文字は使わない方がよい。

住民参加について、理想論ではむしろ動かなくなる場合がある。直轄と異なり出先事務所がない中でのコーディネータ、オーガナイザを誰が努めるのか、よく考えておく必要がある。

法的には海域については空白地帯となっている。

国は自ら計画を作るよりも、基本方針を作る方が現行法とよく適合するのでは。

流総計画をどう実行するかは、国の勧告、指導、認可といった措置により、最終的に国の権限の中で完結するようにしないと意味がない。NPMは付加的に使うということ。

自治体間の調整ルールにインセンティブがセットになっていないとうまく機能しないのではないか。

お金かあるいは規制緩和でもよいが、実効性を担保するための国の措置が必要ではないか。計画の実行性を担保するため、国はどのような権限をもっているのか？

下水道以外との役割分担については、地域の状況によりア prioriに決めがたい面がある。むしろ、透明性の高いところで議論し、決めれば下水道と他の役割分担も見えてくと思う。

計画の実行性向上には、マネジメントサイクルだけではうまくいかないことも考えられるが、補助金や事業計画の認可権限などポリシーミックスということでやっていけると思う。

流総計画について、これまで達成・維持に関するチェックがなかった。チェックしようというのはよいこと。

工場排水や自然由来の負荷もある中で、環境基準の達成をすべて下水道の責任に帰してよいのか。下水道としてのスタンスを明確にすべき。

下水道として風呂敷を大きく広げても、それに対応する手段を持ち得ないのではないか。

どこまで下水道がカバーするかであるが、下水道だけで悩むのではなく、流総計画を

土台に環境部局や住民を巻き込んで議論していきたい。

他の自治体に払う部分について、使用料なのか税なのかといった部分について整理すべきである。

財政経営論小委員会では、高度処理は公的負担として位置づける方向。他の公共団体への負担に対しては補助金の配分での対応する等整理する必要あり。

---

## 【目的改正・環境対策】

「水質保全」「水環境」にできないか。質だけでなく量も対象とするという点と、環境基準以外の項目もターゲットにするという2つの点から。

汚泥利用の視点からは「循環」というキーワードを使えないか。

浸透や接続といった点において、住民、個人の役割が重要。

小規模事業所や畜産し尿の扱いなどが解決されないと水質保全は困難。

「循環型」は発展途上であり、国がどれだけ指導力を発揮できるかにかかっている。地方に委ねればすべてうまくいくといった考え方では失敗する。

処理場はおよそ環境問題のすべての分野を扱っており、国が高い目標を示して施策を進めるべき。

流総計画について、下水道が受け持つべき部分を明確にする必要がある。

流域下水道管理者が工場排水指導を直接できない点が問題。

流域下水道による雨水対策について明確化してほしい。

下水道はネガティブなイメージがあるが、「持続性」や「水再生」など、改正内容は明るい、前向きなイメージで結構だ。

資源利用の推進等法目的の改正が、現場の経営に与えるインパクトはどうか。計算はしているか？

計算はしていないが、自治体の自主的取り組みを促すものであって、一気に義務づけるものではない。

名称の変更は、未来志向でよいこと。

法目的には「環境」という便利な用語をいれこんではどうか。水環境ないし都市環境。

水質の話が中心となっているが、市民は雨水やノンポイントの問題もよくわかってい

る。河川との関係や雨水といった視点が見えなくなることがないように。

下水道の定義規定の見直しについて、「下水を浸透」では汚水を浸透させるように読めて問題。

エネルギー利用について、小水力発電なども一般的な形で盛り込んでおくべき。

時代に逆行しているようにも見えるが、環境は規制的な手法が有効。これをうまく説明する必要がある。

---

## 【その他】

水道法との比較が重要。こちらからも提案できるものがあれば考えたい。

三位一体改革とのからみで、事業費を確保するための新たな税財源など考えてみてはどうか。

法20条の規定（原価主義）は公営企業化の観点から改正できないか。

高温燃焼（焼却）ではなく、焼却せずに有効利用する方向（例えばガス化して水素を利用）へ誘導すべきではないか。

都市の側からすると制度が先行して財源がついていけるか心配。